

ペイオフ解禁に備えた佐世保市の対応策 (佐世保市公金管理方針)

**(平成17年3月)
佐世保市**

ペイオフ解禁に備えた佐世保市の対応策「佐世保市公金管理方針」

. 基本方針

- 1 . 地方分権の時代を迎え、公金の特別保護を求める姿勢から脱却し、自らの選択と自己責任で、金融に関する知識を蓄積し、市民の付託財産を管理運用する。
- 2 . 公金の管理運用は、取引金融機関等の健全性に最大限注意を払い、第一に安全確実な方法を最優先とし、その範囲内でより有利で効率的な条件を選択する。なお、金融機関及び金融商品の選択については、一般預金者に不安を与えることがないよう、地域経済に与える影響も考慮しながら、あらゆる事項を総合的に判断し、慎重な対応を図る。
- 3 . 具体的な対応は、総務省の「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」の最終報告を踏まえ、「債権債務の相殺」を基本とするが、債権債務の相殺が困難な場合には決済用預金による管理を行う。また、事故発生時には予め定めた手順により迅速かつ的確に対応する。
- 4 . 資金運用にかかる基本方針について、アカウンタビリティ（説明責任）を果たすよう努め、同時に本市の財政状況等の適正な公表に努める。

. 本市の対応策

1 . 基本対応策

- (1) 各金融機関等の経営状況を的確に把握するため「金融問題に関する」職員の専門性の向上を図り、金融機関の状況に応じて早めの対応策を講じる。
- (2) 民間金融機関での資金運用は、きめ細かな運用期間とし、預貯金の分散化を図る。
- (3) 相殺に備え、常に金融機関ごとに「預貯金残高 地方債借入残高」の状態を保ち、借入れ及び預入に際しては「債権債務の相殺」ができるよう必要な手続きを行う。ただし、債権債務の相殺が困難な場合には決済用預金による管理を行う。
- (4) 一部事務組合等では、歳計現金・歳計外現金の残高を常に必要最小限とする。
- (5) 果実運用型基金などで長期運用が可能なものは、確実で有利な運用方法を選択する。
- (6) 本市のＩＲ活動の活性化・情報開示を行い、説明責任を果たしていく。そのために、佐世保市公金管理方針の策定、財務内容（決算、財政白書、バランスシート、行政コスト計算書など）の情報開示を行う。

2. 資金類型別ペイオフ対応方策概要

(佐世保市の公金類型別ペイオフ対応方策)

公金類型	公金保護方策		リスク縮減方策	リスク管理
	基本方針	補完的方策		
歳計現金等 ビック約180億円 (日々変動)	安全な金融機関への預金	債券運用 (現先など短期運用) 決済用預金での管理	預金分散 預金期間短縮 預金残高縮小(各会計間融通)	
各種基金 23基金 約140億円	相殺	債券運用 歳計現金への繰替運用 預貯金 決済用預金での管理	預金分散 安全な金融機関の選定	経営状況把握と体制整備
制度融資 約30億円	相殺	決済用預金		

[注記]

1. 歳計現金等は、日々変動し公金保護対策で全てをカバーしていくことは困難な面があるため、様々な方策で対応することになる。
* リスク縮減方策の中に「預金残高縮小(各会計間融通)」とあるのは、状況に応じて各会計間で資金を融通し、それぞれの預金額の減と、金融機関からの一時借入金等の節減を図ることである。
2. 相殺できる市債は、証書借入に限られるため、相殺に対応できるよう、借入先との調整が必要である。
3. 相殺は、市債だけでなく、土地開発公社に対する保証債務とも可能である。
4. 制度融資については、現行の預託方式を利子補給方式に変更した場合、大幅な市費負担増が発生すると見込まれるため、コスト面で困難である。
5. 担保の拡充は、金融機関所有の債券の流動性を損なうこと、一般預金者への波及問題などから、現実には金融機関としては対応が困難と見込まれることから見送ることとする。

. 公金類型別ペイオフ対応方策

1. 預金類型別の対応方策

(1) 歳計現金等

歳計現金等には、歳計現金と歳入歳出外現金の両方をいう。

預金運用を行う場合の対策

ア. 金融機関の選択とリスクの分散

歳計現金等については、市内に本支店が所在する金融機関の中か

ら、特に、本市の公金取扱事務や資金調達への協力度が高い金融機関を選択して預金する。

また、可能な範囲で預金の分散化を図り、リスクを伴う預金が必要以上に特定の金融機関へ集中することがないようにする。

イ．預定期間の短縮化

金融機関における経営状況の急速な変化に対応するため、預定期間を原則1年未満とする。

ウ．金融機関の経営状況の把握とリスク縮減措置の実施

「自己資本比率」「格付機関の格付評価」「株価」など、金融機関の経営状況を測る上で特に重要とされる指標については、日常的に情報の収集・整理を行い、各金融機関の経営健全性の確認に努める。

また、預金の安全性が十分に確認できない状況にある金融機関については、必要に応じて、預金停止等の措置を講じることにより、ペイオフリスクの縮減を図る。

エ．借入金との相殺

歳計現金等が確実に保護されるためには、借入金との相殺による対応方策が望ましいと言える。よって、今後、可能な範囲で市債の証書借入を拡大する。

*預金との相殺が可能な借入金には、市債（証書借入方式によるもの）と土地開発公社が金融機関から行っている借入金（市が債務保証をしているもの）がある。

債券運用の活用

歳計現金等については、日々残高が変化するため、長期間の債券運用を行うことは困難であるが、預金との効率性や安全性を比較した上で、可能な範囲で短期国債等の購入や債券現先（取引金融機関との間で売買契約を結んだ上で債券を購入すること）等の方法により、債券運用を図る。

（2）基 金

基金の運用状況

借入金との相殺を基本に各金融機関へと振り分け、全体額の把握に努める。借入金に比しても基金額が大きな部分は普通預金による預け入れや債券運用による公金の保護を図る。なお、既に株券などで運用を行っている基金については、隨時当該株式会社の経営状況を見ながら運用の継続について判断を行っていく。

基金のペイオフ対応方策

基金については、現在、株券などで既に運用しているものを除き、債権債務の相殺を基本に、証書借入のある金融機関へ預金の配分を行い、それで補えない部分については、果実運用型基金などから順次債券運用などへ切り替えていく。ただし、1.(1)ウにある「各金融機関の経営健全性の確認」がとれた金融機関については、借入金との相殺ができる部分についても預貯金を継続できる。また、運用期間中に基準を満たさなくなった金融機関に関しては、経営状況に応じて、「佐世保市経営戦略会議」において対応を決定する。

ア．債権債務の相殺

基金については、証書借入額の範囲内で債権債務の相殺を基本に預金を行う。

イ．ア以外の基金

基金については、債権債務の相殺により預け入れた分や、既に株券、債券などで運用しているものを除き、歳計現金の不足の状況に応じ、必要であれば、歳計現金への繰替運用を行う。

ウ．運用計画の定期的見直しにより、効率的運用を図る。

基金の将来の見込については、財政状況等により大きく変わる可能性もあるため、適宜基金の長期見通しを把握し、運用計画の見直しを行うことにより、効率的な運用を図る。

エ．繰替運用のための条件整備

ア、イに関連して、基金条例の繰替運用規定の整備を行う。

(3) 制度融資預託金

制度融資預託金のペイオフ対応方策

公金保護策の基本方針である借入金との相殺ができるよう条件整備を行う。

ア．直接預託方式への変更等

借入金との相殺が可能となるよう市から直接各金融機関へ預金することとする。

[注記] 平成15年4月以降についても、基本的に同様の方式を採用することとするが、預託の方法や預金の種類（普通預金の活用など）については、今後の状況を見ながら決定することとする。

2. 財源措置方策

(1) 借換債の発行

債権債務相殺により必要となる財源措置対策として、借換債の発行は必要である。

(2) 計画的な財源復元

債権債務の相殺により基金から繰替運用した場合、債務負担行為を設定し、確実に繰り戻すこととする。

. 金融機関の経営状況の把握とそのための体制整備

1 . 金融機関の経営状況の把握

預金先とする金融機関の経営状況について、金融機関の発行している「ディスクロージャー誌」、「経済専門紙」、「情報誌」などを活用し、各指標のデータベース化をはかる。また、指定金融機関（代理を含む）などについて、各決算期などに定期的に情報交換の場を設けることとすることでより効率的な情報収集を図る。それ以外の金融機関についても、必要に応じて経営状況についての聞き取りを行う。

2 . 経営状況把握のための体制整備

(1) 職員研修の充実強化や外部専門家の活用

ペイオフ解禁や資金運用方法の多様化などにより、公金の保管・運用にあたっては、従来以上に金融に関する知識の修得が必要となってくることから、今後、関係職員に対する金融機関の経営評価や金融商品等についての研修の充実を図る。また、必要に応じて外部の専門家などに意見やアドバイスを求める。

. 資金の運用方針と管理

1 . 資金の運用方針

資金の運用方針は市長を長とする「佐世保市経営戦略会議」において決定する。また、具体的な金融問題の研究・検討機関として、「金融制度研究会」を置く。

2 . 資金の管理

「佐世保市経営戦略会議」が決定した運用方針に基づいて、収入役、水道局長、交通局長、総合病院事務局長は資金の管理を行う。

. 本方針の見直し

本方針について、重要な変更を行う必要が生じた場合は、「佐世保市経営戦略会議」において調整し、これを変更する。

. 管理基準の策定

本方針を実施するために、別途「ペイオフ解禁に備えた佐世保市の対応策（管理基準）」を定める。